

令和5年4月1日

姫路市医師会看護専門学校同窓会会員の皆様へ

姫路市医師会看護専門学校同窓会

姫路市医師会看護専門学校同窓会の解散について

令和5年3月8日（水）に開催いたしました本会の総会におきまして、理事会提案として本会解散に関する「第1号議案」、及びそれに伴う会則の一部改正についての「第2号議案」の提案を行いました（保存ファイルを参照）。

総会において会員の皆様から承りましたご意見を踏まえたうえで審議した結果、第1号議案、第2号議案ともに承認され、令和6年3月31日をもって本会を解散することが決定いたしましたことをご報告させていただきます。

解散に向けて、令和5年4月1日より総会、役員会等の機関、並びに役員、会計等の職を廃止し、執行代理人制度を導入し、執行代理人に権限を委ね、本会を代表して会務を総括していただきます。

なお、同窓会費運用について、解散までの本会の活動内容については、本校ホームページに掲載し、会員の皆様にお知らせいたします。

第 1 号議案 姫路市医師会看護専門学校同窓会の解散について（案）

1 趣 旨

姫路市医師会看護専門学校同窓会の現状に鑑み、将来を見据えると、本会を現状のままで存続することは非常に困難であることから、令和 6 年 3 月 31 日をもって解散することを提案するもの。

2 本会の現状

- ・平成 25 年 3 月に設立、発足し、748 名の会員を擁する本会は設立 10 年を迎えたが、これまでクラス会程度の規模の会議が 4 回開催されたものの、その後も総会が開催されず現在に至っている。
- ・今般理事会の開催に向け 40 名の理事に案内したが、出席者は 4 名（うち WEB3 名）であった。
- ・このように同窓会活動に対する関心が希薄で、活動もほとんど全て停止しており、必要な会議も開かれず、同窓会が機能不全に陥っている。
- ・にもかかわらず明確に用途が定まらないまま会費の徴収が継続しており、本校の職員が会費を管理している。
- ・役員からも仕事との両立が難しく、活動を実践することが非常に困難との声もあり、本会の運営、活動の継続は極めて困難な状況となっている。

3 本会の財産の状況

3,912,765 円（令和 5 年 3 月末見込）

※収支決算状況は別紙のとおり。

4 解散までの手順

本年 3 月末までに理事会及び総会を開催し、理事会では同窓会廃止に向けた議案を総会に提案すること等を了承いただいたうえで、総会では同議案の採決を行う。同議案の決議を経て令和 5 年 4 月から従前の役員体制を廃止し、執行代理人

体制で令和6年3月末日までに、財産処分等を行い、同日をもって本会を解散する。

5 財産処分

令和5年1月19日開催の理事会の多数意見により、学生の教材等の購入に充てることができることを基本に、具体的には執行代理人の合議で決定する。

6 今後のスケジュール

- ・ 令和5年3月8日 13:30 理事会
- ・ " 14:00 総会
- ・ 総会決議後～ 本校ホームページに掲示（総会の決議内容について）
- ・ " 機関紙「HIMEKAN」に広報記事掲載
- ・ 令和6年3月31日 解散
- ・ 令和6年5月31日までに会計と活動内容を学校長に報告するとともに本校ホームページへ掲載

7 その他

(1) 総会決議事項の告知

- ・ 総会決議事項の要旨を会員宛文書で送付するとともに、詳細な内容については本校ホームページに掲載し、閲覧に供する。

(2) 解散後の卒業生活動

本会解散後も卒業生が同窓生であることに変わりはなく、卒業生の自主的な活動を妨げるものでない。

(3) 機関紙の廃止

季刊誌「Himekan Wing」は廃止する。但し「HIMEKAN」については郵送を継続する。

この以外にも必要な情報を本校ホームページに掲載する。

第2号議案 姫路市医師会看護専門学校同窓会会則の一部改正（案）について

1 趣旨

姫路市医師会看護専門学校同窓会の令和6年3月31日付けの解散に向けて、現行の役員体制を改め、新たに執行代理人体制を整備し、残務処理を行う等に必要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- ・役員（会長、副会長、理事、幹事、書記、会計）及び顧問の職を廃止し、執行代理人を置く。
- ・執行代理人は、会員の中から選任し、少なくとも1名は姫路市医師会看護専門学校の職員を含むものとする。
- ・会議（総会、理事会）を廃止し、執行代理人は本会の全ての事項を処理する権限を有することとし、その決定は執行代理人の合議により行う。
- ・本規則は令和6年3月31日をもって効力を失い、同日をもって本会は活動を停止し、解散する。また規則の失効とともに執行代理人もその地位を失う。

3 施行期日

令和5年4月1日

なお、現役員等は令和5年3月31日をもって廃止するとともに、本規則は令和6年3月31日をもって効力を消滅する。

4 その他

新旧対照表（別紙）

姫路市医師会看護専門学校同窓会会則（新旧対照表）

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">姫路市医師会看護専門学校同窓会会則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 本会は、姫路市医師会看護専門学校同窓会と称す。</p> <p>（目的） 第2条 本会は、姫路市医師会看護専門学校の理念に基づき、卒業後も相互の親睦を図り品性を常に高く維持し、技術の向上につとめ、保健医療福祉活動に貢献することを目的とする。</p> <p>（事務局） 第3条 本会は、本部事務局を姫路市御立西五丁目6番22号 姫路市医師会看護専門学校内に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>（会員） 第4条 本会の会員は、次のとおりとする。 （1）正会員 姫路市医師会看護専門学校の卒業生 （2）准会員 姫路市医師会看護専門学校の在校生 2 会員は、改姓、住所変更が生じた際には、速やかに本会に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>（役員） 第5条 本会には、次の役員を置く。 <u>（1）会長 1名</u> <u>（2）副会長 2名</u></p> <p><u>（役員の選出）</u> 第6条 本会役員の選出は、次の方法による。 <u>（1）会長、副会長、理事は総会に於いて正会員の中から選出する。</u> <u>（2）幹事は、各クラスで互選する。</u> <u>（3）書記、会計は、会長が任命する。</u></p> <p><u>（役員の任期）</u> 第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員は継続することもある。</p> <p><u>（役員の仕事）</u> 第8条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。 <u>（1）会長は、一切の会務を総括し、総会および理事会の議長とする。</u> <u>（2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は副会長の1名が会長の職務を代行する。</u> <u>（3）理事は、会長の旨を受け会務を司る。</u></p>	<p style="text-align: center;">姫路市医師会看護専門学校同窓会会則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 本会は、姫路市医師会看護専門学校同窓会と称す。</p> <p>（目的） 第2条 本会は、姫路市医師会看護専門学校の理念に基づき、卒業後も相互の親睦を図り品性を常に高く維持し、技術の向上につとめ、保健医療福祉活動に貢献することを目的とする。</p> <p>（事務局） 第3条 本会は、本部事務局を姫路市御立西五丁目6番22号 姫路市医師会看護専門学校内に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>（会員） 第4条 本会の会員は、次のとおりとする。 （1）正会員 姫路市医師会看護専門学校の卒業生 （2）准会員 姫路市医師会看護専門学校の在校生 2 会員は、改姓、住所変更が生じた際には、速やかに本会に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 執行代理人</p> <p>（執行代理人） 第5条 本会に、執行代理人を置く。 <u>2 執行代理人の定数は、2人以上7人以下とする。</u> <u>3 執行代理人の任期は、これを定めない。</u> <u>4 執行代理人は、共同で本会を代表して会務を統括し、合議により本会に関わる全ての事項を処理する。</u> <u>5 執行代理人は、会員の中から理事会においてこれを選出する。但し執行代理人は、姫路市医師会看護専門学校の職員を1名以上含むものとする。</u></p>

姫路市医師会看護専門学校同窓会会則（新旧対照表）

現 行	改正案
<p><u>（４）幹事は、理事と連絡を密にし、その担当クラスの動静を会長に報告する。</u></p> <p><u>（顧問）</u> 第9条 本会に顧問をおき、会長がこれを委嘱する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 会議および総会</p> <p><u>（総会）</u> 第10条 本会は、1年に1回総会を開くものとする。</p> <p><u>（理事会）</u> 第11条 会議は、理事会とし、会長がこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会費および会計</p> <p><u>（会費）</u> 第12条 会員は、会費を納入することとする。会費および納入方法は次のとおりとする。 <u>（１）入会時に永久会費5,000円を納入するものとする。</u> <u>（平成24年度卒業生8回生より）</u></p> <p><u>（会計）</u> 第13条 本会の資金は、寄附金、会費、その他臨時事業により生ずる収益をもって充てる。</p> <p><u>（会計帳簿検査）</u> 第14条 本会の会計は、役員の中より2名を互選し、会計帳簿を検査する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 雑則</p> <p>第15条 <u>本会則は、総会において出席会員の3分の2の賛成による議決により変更することができる。</u></p> <p>第16条 その他必要な事項は、別に定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成25年3月5日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 会計</p> <p><u>（会計）</u> 第6条 本会の資金は、寄附金、備蓄資産、その他臨時事業により生ずる収益をもって充てる。</p> <p><u>（会計監査等）</u> 第7条 執行代理人は、会計に関する監査を行う。 2 執行代理人は、会計を含む本会の活動内容について、年度終了後2か月以内に、会員及び姫路市医師会看護専門学校学校長に報告する。 3 前項の報告について、会員に対しホームページへの掲載により、また姫路市医師会看護専門学校学校長に対し文書により行う。</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則</p> <p>第8条 その他必要な事項は、別に定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成25年3月5日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>2 この規則の施行に伴い、令和5年3月8日の時点で役員、会計監査、名誉会長及び顧問の地位にある者は、令和5年3月31日をもってその地位を失うものとする。</u> <u>3 この規則は、令和6年3月31日をもって効力を失うものとする。</u></p>

姫路市医師会看護専門学校同窓会収支決算見込報告書

自平成 25 年 3 月 5 日

至令和 5 年 3 月 31 日

	科目	金額
収入の部	会費	4,125,000
	受入利息	471
	雑収入	175
	合計	4,125,646
支出の部	合計	212,881
収支差額残高		3,912,765